

## 定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１９９条第４項の規定により、鳥取県西部広域行政管理組合監査委員監査基準に従い実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第９項の規定により、次のとおり公表する。

令和６年９月２日

鳥取県西部広域行政管理組合  
監査委員 播間 匡 広  
監査委員 今 城 雅 子

### １ 監査の種類

定期監査

### ２ 監査の対象

事務局総務課

### ３ 監査対象の概要

事務局総務課の課及び担当の配置は別図１のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

- （１）議会に関すること。
- （２）正副管理者会議に関すること。
- （３）副市町村長会議に関すること。
- （４）広域市町村圏計画に関すること。
- （５）人事に関すること。
- （６）給与に関すること。
- （７）共済組合に関すること。
- （８）法制に関すること。
- （９）予算その他財務に関すること。
- （１０）普通財産の管理及び処分に関すること。
- （１１）入札の制度及び執行に関すること。
- （１２）情報管理に関すること。

- (13) 広報に関すること。
- (14) 介護認定審査会に関すること。
- (15) 障害認定審査会に関すること。
- (16) 病院群輪番制病院運営事業に対する補助金の交付に関すること。
- (17) 他の課に属しないこと。

また、令和5年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和6年3月末日現在）は、別表1のとおりであった。

#### 4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

#### 5 監査の実施内容

##### (1) 監査の範囲

主として令和5年4月1日から令和6年3月末までに執行された財務に関する事務

##### (2) 監査の期日

令和6年7月26日

##### (3) 監査を執行した監査委員

播間 匡広、戸田 隆次

##### (4) 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じて実査した。

#### 6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所述べるのとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

##### (1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

イ 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

ウ 収入に関する事務については、次のとおりであった。

- (ア) 分担金及び負担金（市町村負担金）においては、適正に処理されていた。
- (イ) 分担金及び負担金（輪番制整備費特別負担金）においては、適正に処理されていた。
- (ウ) 使用料及び手数料においては、適正に処理されていた。
- (エ) 県支出金においては、総務課長（入札財政担当）協議がなされていないものがあつたので、鳥取県西部広域行政管理組合財務規則（平成 8 年鳥取県西部広域行政管理組合規則第 3 号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- (オ) 財産収入においては、適正に処理されていた。
- (カ) 繰越金においては、適正に処理されていた。
- (キ) 諸収入においては、調定日と納入通知日に開きがあるものがあつたので、鳥取県西部広域行政管理組合会計規則（令和 3 年鳥取県西部広域行政管理組合規則第 7 号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- (ク) 繰入金においては、適正に処理されていた。
- (ケ) 繰越金＜繰越明許＞においては、適正に処理されていた。
- エ 報酬に関する支出事務については、報酬の支給月に誤りがあるものがあつたので、鳥取県西部広域行政管理組合議会の議員その他特別職の職員の報酬に関する条例（昭和 47 年鳥取県西部広域行政管理組合条例第 7 号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- オ 給料、職員手当等、共済費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- カ 報償費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- キ 旅費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ク 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ケ 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- コ 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- サ 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- シ 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。
- ス 負担金補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

セ 償還金利子及び割引料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ソ 積立金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

タ 時間外勤務等に関する事務については、適正に処理されていた。

## (2) 公有財産の管理事務

公有財産の管理状況については、公有財産台帳を基に、借用財産、普通財産を検査照合した結果、適正に処理されていた。

また、普通財産貸付料については、適正に処理されていた

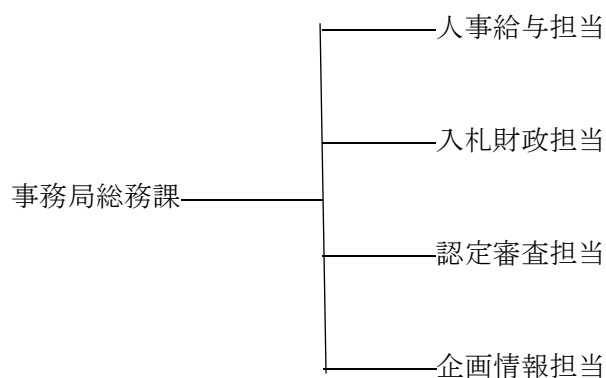
## (3) 物品の管理事務

ア 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、抽出により現品と照合した結果、適正に管理されていた。

また、備品の廃棄処分に関する事務については、適正に処理されていた。

イ 郵便切手の管理に関する事務については、受払簿を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。

## 別 図 1 組織図



# 別 表 1

## 令和5年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和6年3月末現在）

歳 入

（単位：円、パーセント）

| 費 目                      | A<br>予算現額     | B<br>調定額      | C<br>収入済額     | B－C<br>収入未済額 | C／A   | C／B   |
|--------------------------|---------------|---------------|---------------|--------------|-------|-------|
| 市 町 村 負 担 金              | 4,690,601,000 | 4,690,601,000 | 4,690,351,000 | 250,000      | 100.0 | 100.0 |
| 輪 番 制 整 備 費<br>特 別 負 担 金 | 5,609,000     | 5,609,000     | 0             | 5,609,000    | 0.0   | 0.0   |
| 総 務 手 数 料                | 0             | 810           | 810           | 0            | －     | 100.0 |
| 衛 生 費 県 補 助 金            | 12,445,000    | 12,445,000    | 11,218,000    | 1,227,000    | 90.1  | 90.1  |
| 利 子 及 び 配 当 金            | 29,000        | 25,590        | 25,590        | 0            | 88.2  | 100.0 |
| 繰 越 金                    | 67,639,000    | 67,639,492    | 67,639,492    | 0            | 100.0 | 100.0 |
| 雑 入                      | 278,000       | 337,345       | 231,745       | 105,600      | 83.4  | 68.7  |
| 退 職 積 立 基 金<br>繰 入 金     | 111,394,000   | 110,206,366   | 110,206,366   | 0            | 98.9  | 100.0 |
| 繰 越 金<br>＜ 繰 越 明 許 ＞     | 4,162,400     | 4,162,400     | 4,162,400     | 0            | 100.0 | 100.0 |
| 合 計                      | 4,892,157,400 | 4,891,027,003 | 4,883,835,403 | 7,191,600    | 99.8  | 99.9  |

歳 出

（単位：円、パーセント）

| 費 目         | A<br>予算現額   | B<br>支出負担行為額 | C<br>支出済額   | A－C<br>予算残額 | C／A  | C／B  |
|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|------|------|
| 一 般 管 理 費   | 145,019,000 | 139,267,791  | 134,171,602 | 10,847,398  | 92.5 | 96.3 |
| 企 画 調 整 費   | 49,177,000  | 48,114,376   | 45,618,294  | 3,558,706   | 92.8 | 94.8 |
| 施 設 管 理 費   | 9,285,000   | 9,115,900    | 9,064,286   | 220,714     | 97.6 | 99.4 |
| 介護認定審査会費    | 35,969,000  | 33,688,769   | 32,222,112  | 3,746,888   | 89.6 | 95.6 |
| 障害認定審査会費    | 8,200,000   | 7,759,136    | 7,431,432   | 768,568     | 90.6 | 95.8 |
| 保健衛生総務費     | 48,737,000  | 48,737,000   | 0           | 48,737,000  | 0.0  | 0.0  |
| 不 燃 物 処 理 費 | 50,342,000  | 49,618,572   | 49,356,601  | 985,399     | 98.0 | 99.5 |
| 最 終 処 分 費   | 9,782,000   | 9,613,023    | 9,600,023   | 181,977     | 98.1 | 99.9 |
| ごみ処理施設建設費   | 51,024,215  | 50,609,210   | 50,099,385  | 924,830     | 98.2 | 99.0 |
| 米子浄化場処理費    | 16,995,126  | 16,950,165   | 16,789,945  | 205,181     | 98.8 | 99.1 |
| 元 金         | 485,914,000 | 485,913,352  | 282,903,352 | 203,010,648 | 58.2 | 58.2 |
| 利 子         | 4,427,000   | 4,345,238    | 2,557,207   | 1,869,793   | 57.8 | 58.9 |
| 予 備 費       | 10,000,000  | 0            | 0           | 10,000,000  | 0.0  | －    |
| 合 計         | 924,871,341 | 903,732,532  | 639,814,239 | 285,057,102 | 69.2 | 70.8 |